

固定資産評価審査委員会に対する審査の申出の電子化についてご意見をお聞かせください。

概要	質問事項	構成員向け回答欄
固定資産評価委員会に対する審査の申出の電子化について	<p>現在、地方税法第432条の規定に基づく固定資産評価審査委員会に対する審査の申出（以下「審査申出」という。）の電子化について検討を行っております。つきましては、以下の点についてご意見をお聞かせください。</p> <p><b>■質問事項</b></p> <p>審査申出について、当初eLTAXを通じて申告を行うことで検討しておりましたが、審査申出は、地方税法第432条において「固定資産税の納税者は、・・・（中略）・・・固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができる。」と規定されていることから、eLTAXになじまないのではないかと考えました。そこで、eLTAXではなく、電子メール（宛先は固定資産評価審査委員会）で審査申出をできるようにする方向で検討を進めたいと考えております。電子メールでの審査申出について、実務上の懸念点やご意見がありましたら教えてください。</p> <p>※eLTAXでの通知は「地方公共団体の長に対して行われる申告、申請、届出その他の通知」が対象となっているが、固定資産評価審査委員会は、地方自治法第138条の2及び180条の5第3項の規定に基づく執行機関であり、地方公共団体の長からは独立した機関となっている。</p> <p><b>■参考</b></p> <p>「<b>地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ</b>」（令和4年11月） 抜粋</p> <p>eLTAXによる申告開始時期等が既に予定されている税目に係る手続はもとより、その他の手続も含めて各手続が令和7年(2025年)末までに確実にデジタル化できるよう、具体的な実現時期や実現方法について、早期に意思決定を行い、地方団体及び利用者に情報提供を行うことが重要である。</p> <p>○地方自治法 抄</p> <p>第三十八条の二 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。</p> <p>第八十条の五 略</p> <p>② 略</p> <p>③ 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。</p> <p>一 農業委員会</p> <p>二 固定資産評価審査委員会</p> <p>④～⑧ 略</p>	